平成２７年（フ）第１３８号
兵庫県明石市和坂12番地の12　生頼ビル701号、開始決定時の住所兵庫県明石市藤江1191番地の８　コスモ西明石904号
破産者　松山　摩紀
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９３号
神戸市灘区水道筋６丁目４番13号　金栄ビル西館301号
破産者　大西　民三
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６３号
兵庫県加古川市平岡町中野249番地の１、従前の住所兵庫県加古郡播磨町西野添１丁目10番14号
破産者　山下　直通
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２６８号
兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1732番地の11、従前の住所兵庫県姫路市岡田104番地１
破産者　秋田　　実
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２９４号
兵庫県加古郡播磨町北本荘６丁目９番21号
破産者　大道　貴史
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１５５号
茨城県那珂市本米崎2479番地４
破産者　永嶋　　勇
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第６２号
茨城県取手市西１丁目１番Ｄ―708号
破産者　三堀　淳一
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
静岡県沼津市平町19番29号、開始決定時の住所静岡県伊豆の国市宗光寺708番地の79
破産者　神崎　　淳
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２６５号
静岡県沼津市平町19番29号、開始決定時の住所静岡県伊豆の国市宗光寺708番地の79
破産者　神崎千代子
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第９５号
静岡県沼津市大岡2241番地の２　エルディム高橋103
破産者　髙橋　麻里（旧姓宿谷）
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２０５号
静岡県御殿場市川島田1889番地の10
破産者　下山　和貴
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
大津市坂本７丁目35番22号
破産者　奥田　勇気
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３７号
滋賀県野洲市小篠原1145番地１　ディアスイーデン101号
破産者　木津日出男
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８７号
京都府八幡市八幡吉野垣内15番地　吉野ハイツ203号室
破産者　町田　泰志
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目16番25号
破産者　加茂　　努
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３８号
兵庫県西宮市城山５番39―102号
破産者　大原　容孝
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５３号
大分県別府市石垣東２丁目４番19―402号コーポ妙和
破産者　小西　太誠
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２７年（フ）第９２号
福島県田村市常葉町常葉字町裏59番地　町裏団地19号
破産者　大澤　和弘（旧姓箭内）
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
茨城県牛久市刈谷町５丁目84番地１（グリーンハイツ牛久209）
破産者　許　　銀峴
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係